

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新栄 20 番地 1

氏名 早来工営株式会社 代表取締役 小松 稔明
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

許可の年月日 令和5年 7月11日
許可の有効年月日 令和12年 6月27日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパンもしくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブもしくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブもしくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブまたはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成13年 6月28日 新規許可
- (2) 平成13年10月 5日 再交付
・事業者の住所の変更
- (3) 平成14年 7月31日 再交付
・事業者の住所の変更
- (4) 平成18年 6月28日 更新許可
- (5) 平成23年 6月28日 更新許可
- (6) 平成28年 6月29日 更新許可・優良認定
- (7) 令和 5年 7月11日 更新許可・優良認定
- (8) 令和 6年 7月 5日 再交付
・事業者の住所の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無